

## 扶養認定願

家族の健康保険の扶養手続きにおいて、下記の通り、申告・誓約しますので、被扶養者として認定願います。

被保険者氏名		扶養にいれる家族 氏名	
1. 退職日はいつですか			
平成 令和	年	月	日 退職
2. 雇用保険（失業給付）について			
<input type="checkbox"/> ア) 受給資格がない(加入期間不足など)			
<input type="checkbox"/> イ) 受給しない(放棄する) ➡ 理由を記入 ( )			
<input type="checkbox"/> ウ) 受給を延長(中)する	理 由	<input type="checkbox"/> A) 妊娠・出産・育児 ➡ (出産(予定)日: 年 月 日 )	
		<input type="checkbox"/> B) 本人の病気・けが等	
		<input type="checkbox"/> C) 被保険者の海外勤務への帯同	
		<input type="checkbox"/> D) 親族の介護・看護	
		<input type="checkbox"/> E) その他 ➡ 理由を記入 ( )	
<input type="checkbox"/> エ) 受給する予定 ➡ (申請(予定)日: 令和 年 月 日)			

上記のとおり相違ありません。  
また、下記1)～3)について誓約します。

- 1) 失業給付の受給開始(給付日額3,612円以上)等で扶養認定基準から外れる場合は、速やかに貴組合に扶養終了手続きを行います。
- 2) 失業給付受給開始(給付日額3,612円以上)に伴う扶養終了の届出を失念し、失業手当受給開始日以降に医療機関で貴組合の健康保険被保険者証を使用した場合は、その医療費(貴組合負担分)をその期間中に利用した健保事業補助金と合わせ、金額の多寡に関らず返納致します。また、異議申立は行ないません。
- 3) 上記<<2. 雇用保険(失業給付)について、ア)～ウ)を選んだ方のみ>>  
今後、「離職票1・2」の原本(受給延長の場合は加えて「受給期間延長通知書」の原本)を退職日以後4年間保管し、今後、貴組合から書類提出を求められた時は、原本を提出致します。原本が提出できない場合(誤って廃棄した場合を含む)は、失業給付を受給したとみなされ、扶養を開始した日に遡っての認定取消、医療費(貴組合負担分)・健保事業補助金を返納することへの異議申立は行ないません。

↑ 内容を確認の上、☑してください。

記入日: 令和 年 月 日

被保険者 署名 (印)

対象者(家族)署名 (印)

※自署の場合捺印不要

## 要保管

※提出不要

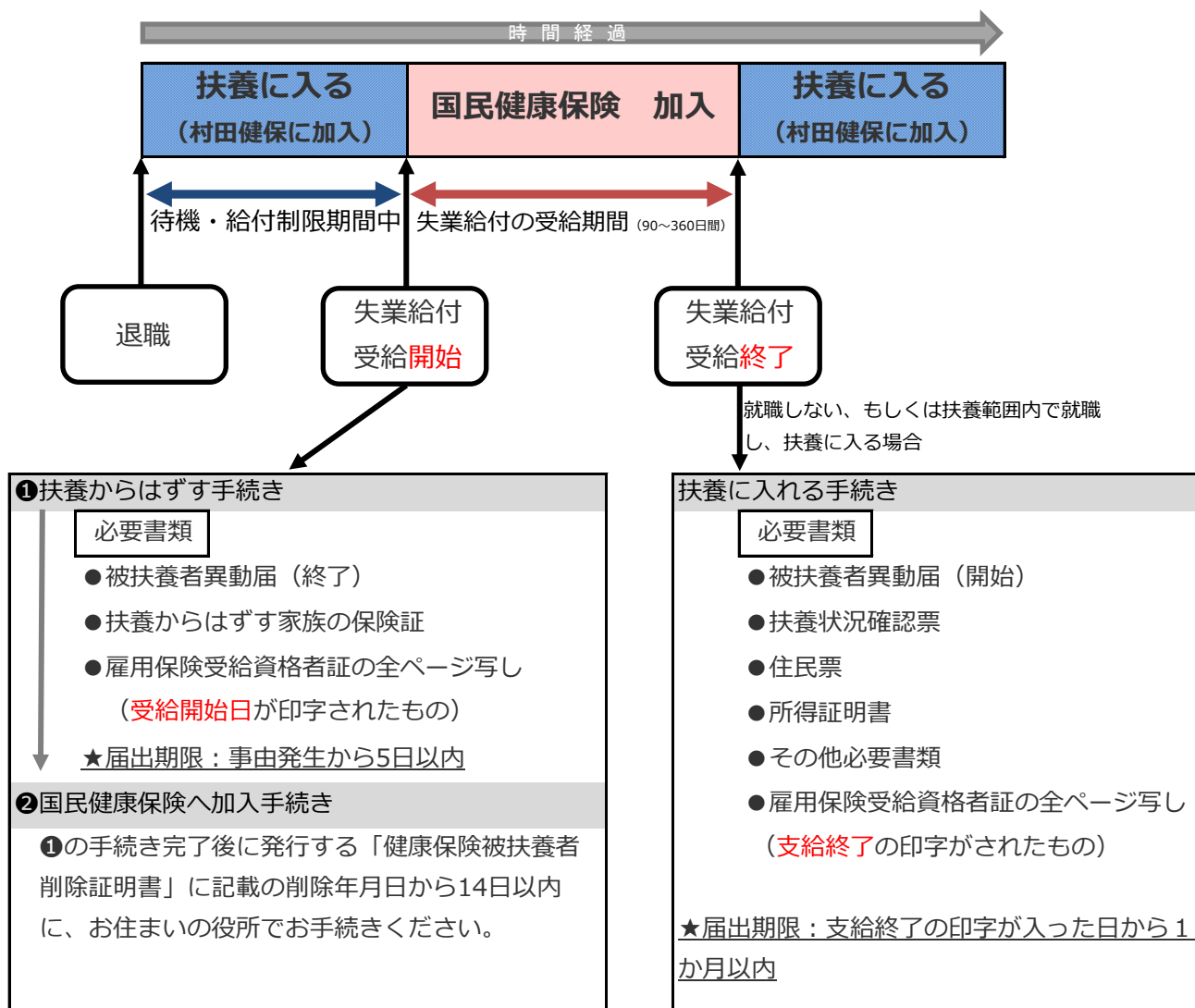
# 雇用保険の失業給付に関する注意点

- 失業給付の受給は、健康保険上「収入」とみなされます。
- 被扶養者の認定基準として、以下の収入基準があります。  
従って、以下の日額以上の失業給付を受給開始すると、扶養からはずす手続きが必要です。

	年収	月額	日額
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上 または障害年金受給者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

## 1. 扶養に入ってから、日額3,612円以上の失業給付を受給する方法

- 失業給付の受給開始の際に、以下①②の手続きが必要です。
- 手続きが遅れた場合、無保険期間の発生や医療費等の返還などの可能性があります。



## 2. 日額3,612円未満の失業給付を受給、または受給資格なし・受給放棄・受給延長の方

- 村田健保の認定基準を満たす場合、引き続き被扶養者として認定されます。
- «受給資格なし・受給放棄・受給延長の方のみ» 退職日から4年間、定期的に状況の確認を行いますので、「離職票1・2」の原本を大切に保管ください。原本が提出できない場合（誤って廃棄した場合を含む）は、失業給付を受給したとみなされ、扶養を開始した日に遡っての認定取消となりますのでご注意ください。